最低賃金改正のお知らせ

● 愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される**「愛媛県最低賃金」**を改正し、10 月 3 日から施行することとなりました。

● この決定により、10 月 3 日以降分として労働者に支払う賃金は、
１時間**７９３円**以上としなければなりません。

● 次の点についてご留意ください。

・ 愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。

・ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

□ 詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局賃金室　（電話 089-935-5205）
松山労働基準監督署　（電話 089-917-5250）
新居浜労働基準監督署（電話 0897-37-0151）
今治労働基準監督署　（電話 0898-32-4560）
八幡浜労働基準監督署（電話 0894-22-1750）
宇和島労働基準監督署（電話 0895-22-4655）